

第6 栄養教諭免許状を取得しようとする場合

【根拠規定：法別表第2の2、規則第10条】

【基礎資格】

免許種類	基礎資格（次の学位と免許を両方満たすこと）	備考
専修免許状	修士の学位を有すること及び管理栄養士免許を有すること（注1）	「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含みます。 <u>※教職修士（専門職）はこちらに該当。</u> (法別表第1表備考第2号)
一種免許状	学士の学位を有すること及び管理栄養士免許を有すること（注1）	「学士の学位を有すること」には、学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合（学校教育法第102条第2項の規定により飛び入学で大学院への入学を認められる場合又は栄養教諭の指定教員養成機関に4年以上在学し、124単位以上を修得し卒業した場合）を含みます（注4）。 (法別表第2の2備考第1号、規則第66条の10)
	学士の学位を有すること及び管理栄養士養成施設の課程を修了し栄養士免許を有すること（注2）	
二種免許状	短期大学士の学位を有すること及び栄養士免許を有すること（注3）	「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合（大学又は指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上を修得した場合（注5））を含みます。 (法別表第1備考第2号の3、規則第66条の5)

(注1) 管理栄養士免許は、栄養士法第2条第3項の規定により取得していること

(注2) 一種免許状の基礎資格となる栄養士免許は、栄養士法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により取得していること

(注3) 栄養士免許は、栄養士法第2条第1項の規定により取得していること

(注4) 栄養教諭の指定教員養成機関卒業の場合には、「4年以上在学、124単位以上を修得」した旨と卒業した旨の証明が必要です。

飛び入学の場合には、「大学に3年間在籍した証明書」と「大学院入学許可証」が必要です。

(注5) 大学又は指定養成機関に2年以上在学し62単位以上修得した場合には、基礎資格が認定された年月日が証明書に記載されていることが必要です。

なお、科目履修生としての単位も含められます。

＜表 1－栄(1)＞ 所要資格 【根拠規定：法別表第 2 の 2、規則第 10 条】

免許状の種類		二種	一種	専修				
基礎資格 ⇒P. 36 参照		短期大 学士と 栄養士 免許	学士と 管理栄 養士免 許 他	修士と 管理栄 養士免 許				
栄養に係る教育及び教職に関する科目 (注 1)	(第 2 欄) 栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 食生活に関する歴史的及び文化的事項 食に関する指導の方法に関する事項		2	4	一 種 と 同 じ		
	(第 3 欄) 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		含	含		5	8
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)						
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		1	1			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		含	含			
	(第 4 欄) 道徳、総合的な学習の時間及び生徒指導、教育相談等に関する科目	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		1	1		3	6
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)(注 2)		含	含			
		道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容		3	6			
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)						
	(第 5 欄) 教育実践に関する科目	生徒指導の理論及び方法		2	2		2	2
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法								
(第 6 欄)	栄養教育実習(注 3)		2	2	2	2		
(第 6 欄)	教職実践演習		2	2				
(第 6 欄)	大学が独自に設定する科目(大学等)		/		/			
(第 6 欄)	大学が独自に設定する科目(大学院等)		/		/			
必要単位数(計)		14	22	46				

(注 1) 栄養教諭の認定課程を有する大学等で、全ての事項を含めて修得します。個別に単位数が記載されたものは、その事項のみで修得が必要な最低単位です。(法別表第 1 備考第 5 号イ)

(注 2) 第 4 欄の科目に「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」を含む場合、第 3 欄の科目にこれを含むことを要しません。(規則第 9 条表備考第 2 号)

(注 3) 「栄養教育実習」は、事前及び事後の指導を伴わないと免許法上必要な単位を修得したことにはなりません。(規則第 2 条表備考第 7 号)

＜表 1－栄(2)＞単位差の利用 【規則第 10 条の 2 第 1 項】

- ① 既に取得している二種免許状がある者（又は所要資格を得ている者）が一種免許状を取得する場合の所要資格
- ② 既に取得している一種免許状がある者（又は所要資格を得ている者）が専修免許状を取得する場合の所要資格

免許状の種類			①一種を取得			②専修を取得	
			二種 必要 単位	一種 必要 単位	差分 必要 単位	差分 必要 単位	
基礎資格			(略)	(略)	学士と管理栄養士免許 他	修士と管理栄養士免許	
栄養に係る教育及び教職に関する科目	(第 2 欄) 栄養に係る教育に関する科目	(略)	2	4	2		
	(第 3 欄) 教育の基礎的理解に関する科目	(略)	5	8	3		
	(第 4 欄) 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	(略)	3	6	3		
	(第 5 欄) 教育実践に関する科目	栄養教育実習		2	2		0
		教職実践演習		2	2		0
	(第 6 欄) 大学が独自に設定する科目 (大学等)						
	(第 6 欄) 大学が独自に設定する科目 (大学院等)					2 4	
必要単位数 (計)			1 4	2 2	8	2 4	

＜表 1 ー栄(3)＞流用可能単位数（上限） 【規則第 9 条表備考第 4 号・第 5 号】

教諭又は養護教諭の免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位の流用可能単位数（上限）

免許状の種類			二種		一種・専修	
			流用 ※ 1	流用 ※ 2	流用 ※ 1	流用 ※ 2
栄養に係る教育及び教職に関する科目 (注 2)	(第 2 欄) (略)	(略)				
	(第 3 欄) 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	4	4	一種 → 6	一種 → 6
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）				
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）				
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	(注 3)	(注 3)			
(第 4 欄) 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	2	4	2	一種 → 8	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）				二種 → 4	
	生徒指導の理論及び方法				(注 3)	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
(第 5 欄) 教育実践に関する科目	栄養教育実習					
	教職実践演習					
(第 6 欄)	(略)					

(注 1) ※ 1 は幼・小・中・高の免許状の授与を受ける場合の単位から流用可能な単位(上限)、
※ 2 は養護教諭の免許状の授与を受ける場合の単位から流用可能な単位(上限)です。

※ 1 と※ 2 の両方から流用を行うことが可能です。

流用した単位数が最低修得単位数を超過した場合、第 6 欄の「大学が独自に設定する科目」に充てることができます。

(注 2) 実際に修得していない単位や、指定教員養成機関の単位は流用することができません。

例えば、幼稚園教諭免許状の授与を受ける場合の単位を流用する場合、第 4 欄の「生徒指導の理論及び方法」は、幼稚園の事項に含まれない（修得していない）ため流用できません。

(注 3) 流用元の（所要資格を得ている）免許状の種類（一種・二種）により、流用可能単位数（上限）が異なります。